

公 示

下記のとおり、平成 30 年度戦略的国際共同研究推進委託事業のうち日独農業大臣会談での合意実施・フォローアップ事業に係る公募参加者を募集します。

記

1 件名

平成 30 年度戦略的国際共同研究推進委託事業のうち日独農業大臣会談での合意実施・フォローアップ事業

2 参加資格

- (1) 予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号)第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成 28・29・30 年度農林水産省競争参加資格(全省庁統一資格)の「役務の提供等」の区分において資格を有する者であること。
- (4) 農林水産本省物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 複数の団体が本委託事業の受託のために組織した共同事業体(研究グループ)(民法(明治 29 年法律第 89 号)上の組合に該当するもの。以下同じ。)による提案も可とする。共同事業体は、本委託事業を実施すること等について、構成する全ての団体の同意を得た規約書、構成する全ての団体が交わした協定書又は構成する全ての団体間での契約締結書を作成する必要がある。また、構成する全ての団体の中から代表者を選定する。代表者は、本委託事業に係る競争入札の参加及び事業の委託契約手続を行うものとする。代表者は、上記(1)から(4)までの要件に適合している必要がある。また、代表者を除く他の構成員については、(1)、(2)及び(4)の要件に適合する必要がある。なお、共同事業体に参加する構成員は、他の共同事業体の構成員となること又は単独で入札に参加することはできない。

3 契約候補者の選定方法

平成 30 年度戦略的国際共同研究推進委託事業のうち日独農業大臣会談での合意実施・フォローアップ事業に係る公募要領に基づき、提出された企画書等において審査を行い、契約候補者を選定する。

4 契約条項を示す場所、公募要領を交付する場所及び時間

- (1) 日時：平成 30 年 8 月 27 日(月)～平成 30 年 10 月 12 日(金)
10:00～12:00、13:00～17:00
- (2) 場所：農林水産省大臣官房予算課契約班(北別館 3 階ドア No. 北 309)

5 説明会の開催

- (1) 開催日時：平成 30 年 9 月 6 日(木) 10:30～11:30
- (2) 開催場所：農林水産省農林水産技術会議事務局会議室(本館 6 階ドア No. 本 668)
出席を希望する方は、平成 30 年 9 月 5 日(水) 12 時までに公募要領別紙 3 により FAX で申し込んでください。

6 応募について

(1) 提出期限：平成 30 年 10 月 12 日（金）17:00

(2) 応募方法

応募者は、「e-Rad」を利用して上記期限までに電子申請を行ってください。

e-Rad を使用しない方法（郵送、持参、FAX、電子メール等）による提出は受け付けませんので、御注意ください。

e-Rad を利用した電子申請の詳細については、公募要領別紙 1 を御覧ください。

7 審査委員会の開催

委託先の選定は、日本国内の審査委員会にて書類及びヒアリング審査により行う。

ヒアリングの開催場所、説明時間、出席者数の制限等については、有効な書類を提出した者に対して別途連絡する。

8 提案の無効

本公示に示した参加資格を満たさない者の提案書は無効とする。

9 その他

本公示に記載なき事項は、平成 30 年度戦略的国際共同研究推進委託事業のうち日独農業大臣会談での合意実施・フォローアップ事業に係る公募要領による。

以上公示する。

平成 30 年 8 月 27 日

支出負担行為担当官
農林水産省大臣官房参事官（経理）
福原 伸之

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成 19 年農林水産省訓令第 22 号）が制定されています。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施します。詳しくは、当省のホームページ（http://www.maff.go.jp/j/supply/sonota/pdf/260403_jigyousya.pdf）をご覧ください。